

# がん検診予約システム導入業務委託 仕様書

## 1. 業務名

多保七委第 43 号 がん検診予約システム導入業務委託  
(以下「本業務」という。)

## 2. 目的

当市においては、現在、がん検診を電話、窓口で申込み受付を行っており、受付は平日の開庁時間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に限られている。

検診受診者の利便性、受診率向上のため、パソコンやスマートフォンなどから受診予約が 24 時間できる「がん検診予約システム」（以下「本システム」という。）を新たに導入するもの。

## 3. 業務期間

本業務期間は、契約日～令和 5 年 3 月 31 日までとする。

なお、契約期間満了後も、特段の事情が生じない限り、次年度以降もサービスの提供を継続するものとする。

## 4. システムの基本要件

- (1) 本システムはクラウド方式（ASP）によるサービス利用を前提とすること。
- (2) 本システムのサーバは冗長化構成とし、ハードウェアに起因する障害が発生しても業務への影響を最小限にすること。
- (3) 定期的にデータのバックアップを行う仕組みを用意し、最低 1 日前までの状態に復旧できるようにすること。
- (4) 低廉及び効率的なシステムの導入
  - ① 当市の人口規模、がん検診受診件数等、別添「令和 4 年度 成人各種検診・相談などのご案内」の集団胃がんバス検診の日程、集団乳がん検診の日程を参考に、本システムの利用期間中の円滑な運用を可能とする最適なシステムとすること。  
本システムでは胃がん検診、乳がん検診、同時検診（胃がん・乳がん）のバス検診予約を対象とする。  
●がん検診対象者数と受診件数  
・胃がん検診対象者 約 75,000 人 胃がんバス検診受診者 約 2,000 人  
・乳がん検診対象者 約 40,000 人 乳がんバス検診受診者 約 2,000 人
  - ② 本システムは、制度の変更及び利用者数の増加等に柔軟に対応できるよう拡張性のあるシステムであること。また、新しい OS（オペレーティングシステム）バージョン、スマートフォン等の新機種にも対応可能であること。
  - ③ 多治見市から市民へのお知らせ情報をシステム上に表示できること。

#### (5) 本システムの動作環境

動作環境は以下とします。

##### ① 職員側利用環境

- ・パソコン端末

OS : Windows8.1 Windows10

ブラウザ : IE 11、Microsoft Edge、Google Chrome

##### ② 市民側動作環境

- ・パソコン端末

OS : Windows8.1 Windows10

ブラウザ : IE11、Safari、Firefox、Google Chrome

- ・スマートフォン、タブレット端末

OS : iOS10 以上、Android8.0 以上

ブラウザ : Safari、Firefox、Google Chrome

#### 5. 本システムの運用時間

本サービスは原則として 24 時間 365 日の稼働とする。

ただし、システムメンテナンス等による計画停止は、30 日以上前に当市へ連絡することを前提に実施することとする。なお、定期的な計画停止は実施しないこととする。

#### 6. 本システムの機能

別添「機能一覧」のとおり。

#### 7. データセンター

①システムを設置するデータセンターは国内のデータセンターであること。

②日本データセンター協会が制定する推奨基準項目をクリアした最高レベル（ティア 4）のデータセンターに準拠していること。

③震度 6 弱相当に耐えうる構造となっていること。

④外壁、屋根や防水対策を行い、開口部についても地盤面から嵩上げを行っていること。

また、地域危険度や地震、火災、水害といった各種の災害対策を考慮し、優れた立地条件のもとで運用されていること。

⑤建築基準法に適合した耐火建築物であり、外壁の窓等の開口部についても防火装置を講じていること。ハロン消火設備、自動火災報知設備、延焼防止対策（排煙設備防火区画整備）、高感度煙感知システムを設置し、館内の諸設備の集中監視を実施していること。

⑥電力会社から特別高圧受電により安定供給された受電設備を有すること。

⑦72 時間相当の燃料をセンタ内で蓄積、長時間運転が可能な設備であること。

⑧通信ケーブル専用の地下トンネルを有し、インフラダウンを回避する設備を有すること。

⑨サーバー・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている建物（情報処理施設）の重要な物理的セキュリティ境界に対し、従業員及び出入りを許可された外部組織等に対する入退室管理を行い、入退室記録を作成し、適切な期間保存

すること。重要な物理的セキュリティ境界に対して監視カメラを設置し、その稼働時間と監視範囲を定めて監視を行うこと。

## 8. 保守・サポート

### (1) システム保守

- ① システムの定期的なメンテナンスを行うこと。
- ② ソフトウェアのバージョンアップやメンテナンスを行うこと。
- ③ ソフトウェアのバージョンアップやバグの修正を適用する時は十分な検証を行い、適用すること。
- ④ OS等基本ソフトのバージョンアップやセキュリティパッチの適用に対応すること。

### (2) ハードウェア保守

ハードウェアの故障に関しては、交換等復旧作業を行うこと。

### (3) 障害発生時の保守受付窓口

障害発生時の保守受付窓口を設けること。障害発生時には、24時間365日の障害対応を必要とし、迅速な復旧に努めるものとする。

### (4) ヘルプデスク

担当部署からの電話・メール等での、システム操作に関する問合せや質問に対しヘルプデスクを設け、迅速な対応が取れること。

## 9. システム導入要件

### (1) 進捗管理

本システム導入に際しては、安全かつ最適なスケジュールを計画・立案し、データセットアップの作業負担の軽減ができる方法により実現すること。

### (2) 仮運用期間の設定

本システム本番稼働前に、職員がシステムを操作できる期間を設けること。

### (3) 操作研修

本システムの操作方法等について研修を行うこと。なお、研修に使う資料は受注者で用意すること。

## 10. 個人情報の安全管理措置

多治見市の個人情報保護条例（平成8年条例第25号）第2条第1項に定める個人情報の取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」によるものとする。

## 11. 多治見市情報セキュリティポリシーの遵守

- (1) 多治見市の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、多治見市情報セキュリティ基本規程（平成15年訓令甲第15号）等に規定した条項に基づき、業務を行うものとする。

- ①当該業務に従事する要員の体制を整備し、提出する。

- ②必要と認められる場合、多治見市が実施する情報セキュリティ対策実施状況に関する検査を受けなければならない。
- (2) 業務を遂行する上で知り得た情報は目的以外には使用せず、また、第三者へ一切漏洩しないこと。
- (3) 別記の個人情報の取扱いに関する特記事項を遵守すること。

## 1 2. 留意事項

業務全般にわたって環境への配慮に努めるものとする。

- (1) 業務周辺の環境の清掃及び美化に努める。
- (2) 排出された廃棄物を適正に処理処分する。
- (3) 提出書類、ペン等には、エコマーク商品など環境に配慮した商品を積極的に使用する。
- (4) その他環境配慮行動を実行すること。

## 1 3. 妨害又は不当要求に対する通報義務

- (1) 受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。  
なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
- (2) 受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

## 1 4. その他

その他指示のない事項については、発注者と受注者が協議し処理するものとする。